

# 防火対象物一覧表

(棟数別、延べ面積 150 m<sup>2</sup>以上) (29. 4. 1)

用 途 別		町 別			
		大口町	扶桑町	計	
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場		2	2
	ロ	公会堂・集会場	24	24	48
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類			
	ロ	遊戯場・ダンスホール	1	1	2
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等			
	ニ	カラオケボックス等	1		1
3	イ	待合・料理店の類			
	ロ	飲食店	23	27	50
4		百貨店・マーケット等	31	51	82
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	1		1
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	253	375	628
6	イ	病院・診療所・助産所	11	24	35
	ロ	老人福祉施設等	4	12	16
	ハ	デイサービス・軽費老人ホーム等	10	14	24
	ニ	幼稚園・盲学校・養護学校	3	1	4
7		小・中・高等学校・各種学校	17	27	44
8		図書館・美術館・博物館等	2	1	3
9	イ	公衆浴場のうち熱気浴場・蒸気浴場			
	ロ	(イ)以外の公衆浴場			
10		車両の停車場・船舶又は航空機の発着場		1	1
11		神社・寺院・教会の類	10	19	29
12	イ	工場・作業場	260	202	462
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ			
13	イ	自動車車庫・駐車場	10	3	13
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫			
14		倉庫	172	83	255
15		前各項に該当しない事業場	88	85	173
16	イ	特定複合用途防火対象物	46	110	156
	ロ	一般複合用途防火対象物	37	55	92
合 計			1004	1117	2121

## 用途別建築同意件数

用途別		町別	大口町				扶桑町			
			新築	増築	その他	計	新築	増築	その他	計
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場								
	ロ	公会堂・集会場								
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類								
	ロ	遊戯場・ダンスホール								
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等								
	ニ	カラオケボックス等								
3	イ	待合・料理店の類								
	ロ	飲食店		1		1				
4		百貨店・マーケット等	4			4	4	1	1	6
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所								
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	2			2	1			1
6	イ	病院・診療所・助産所								
	ロ	老人福祉施設等								
	ハ	デイサービス・軽費老人ホーム等		1	1	2				
	ニ	幼稚園・盲学校・養護学校								
7		小・中・高等学校・各種学校					1			1
8		図書館・美術館・博物館等								
9	イ	公衆浴場のうち熱気浴場・蒸気浴場								
	ロ	(イ)以外の公衆浴場								
10		車両の停車場・船舶又は航空機の発着場								
11		神社・寺院・教会の類								
12	イ	工場・作業場	6	6		12	3			3
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ								
13	イ	自動車車庫・駐車場	1			1				
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫								
14		倉庫	3	2		5	4			4
15		前各項に該当しない事業場	2	4		6	6			6
16	イ	特定複合用途防火対象物	1			1				
	ロ	一般複合用途防火対象物		1		1				
専用住宅			8			8	15			15
その他			4	1		5	2	1		3
合計			31	16	1	48	36	2	1	39
通 知 書			199	4		203	202	3		205

## 建築同意町別件数

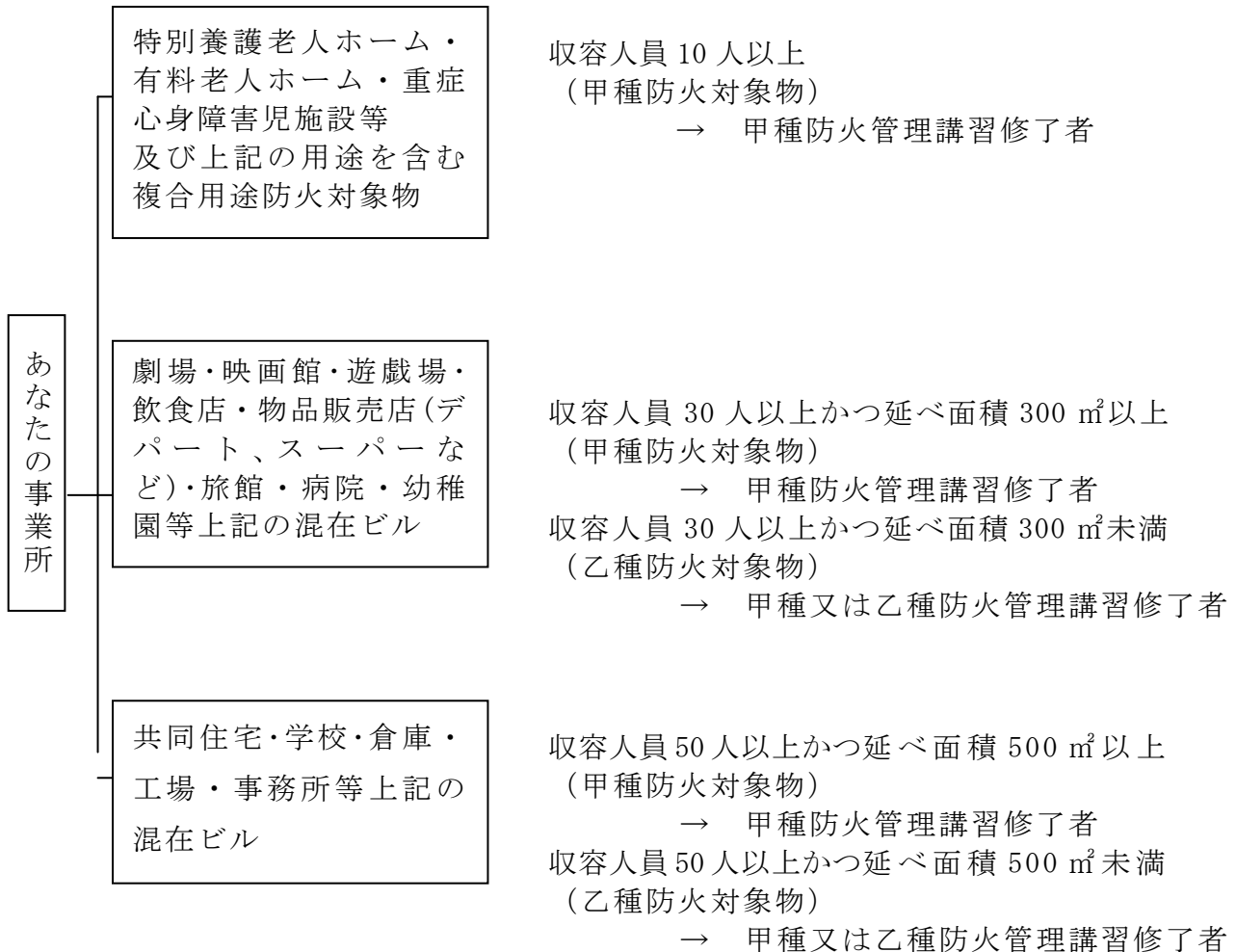
月別 町別	月別												計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
大 口 町	2	4	3	2	5	4	6	5	4	6	1	6	48
扶 桑 町	6	2	2	1	1	2	3	7	4	2	4	5	39
計	8	6	5	3	6	6	9	12	8	8	5	11	87

## 町別 4 階以上防火対象物状況

階別 町別	階別									合 計
	4 階	5 階	6 階	7 階	8 階	9 階	10 階	11 階		
大 口 町	66	15	5	3	0	0	0	0	89	
扶 桑 町	40	3	3	2	0	1	0	1	50	
計	106	18	8	5	0	1	0	1	139	

# 防火管理講習の区分

1 防火管理講習は甲種・乙種に区分され、事業所の用途・規模に応じて防火管理者を選任することになります。



## 2 講習の日程

○ 甲種防火管理講習 2 日間      ○ 乙種防火管理講習 1 日間

## 3 従前の資格

昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理講習が甲種と乙種に区分されましたが、昭和 62 年 3 月 31 日までに講習を受けられた方は、甲種防火管理講習の修了者とみなされます。

## 防火管理者を必要とする事業所数

(29. 4. 1)

用途別		町別	大口町		扶桑町	
			対象物数	選任数	対象物数	選任数
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場			2	2
	ロ	公会堂・集会場	25	14	28	13
2	ロ	遊戯場・ダンスホール	1	1	1	1
	ニ	カラオケボックス等	1	1		
3	ロ	飲食店	22		29	20
4		百貨店・マーケット等	35	13	22	19
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	1	1		
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	36	33	42	27
6	イ	病院・診療所・助産所	5	5	8	8
	ロ	老人福祉施設等	5	5	10	9
	ハ	デイサービス・軽費老人ホーム等	10	10	12	12
	ニ	幼稚園・盲学校・養護学校	2	2	1	1
7		小・中・高等学校・各種学校	7	7	9	9
8		図書館・美術館・博物館等			1	1
11		神社・寺院・教会の類	6	3	7	6
12	イ	工場・作業場	33	33	10	10
13	イ	自動車車庫・駐車場				
14		倉庫	11	11		
15		前各項に該当しない事業場	6	6	11	9
16	イ	特定複合用途防火対象物	25	21	34	26
	ロ	一般複合用途防火対象物	2	2	4	4
		合 計	233	168	231	177

## 防災管理者を必要とする事業所数

(29. 4. 1)

用途別		町別	大口町		扶桑町	
			対象物数	選任数	対象物数	選任数
4		百貨店・マーケット等	1	1	1	1
12	イ	工場・作業場	5	5		
16	ロ	一般複合用途防火対象物	1	1		
		合 計	7	7	1	1

## 消防用設備等検査状況

政 令 の 設 備		設 備 の 種 類	届出件数
消 防 の 用 に 供 する 設 備	消 火 設 備	消 火 器	40
		屋 内 消 火 栓 設 備	11
		ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	3
		水 噴 霧 消 火 設 備	0
		泡 消 火 設 備	2
		二 酸 化 炭 素 消 火 設 備	0
		ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備	0
		粉 末 消 火 設 備	0
		屋 外 消 火 栓 設 備	6
		動 力 消 防 ポ ン プ 設 備	0
	警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	68
		漏 電 火 災 警 報 器	0
		消 防 機 関 へ 通 報 す る 火 災 報 知 設 備	5
		非 常 警 報 設 備	13
	避 難 設 備	避 難 器 具	4
誘 導 灯		35	
消 防 用 水			2
消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排 煙 設 備	0	
	連 結 送 水 管	0	
合 計			189

## 消防法・火災予防条例届出件数

届 出 区 分	届 出 件 数
消防用設備等着工届	104
消防用設備等設置届	116
消防用設備等点検結果報告書届	462
防火・防災管理者選任（解任）届	110
消防計画（防火・防災）作成（変更）届	116
圧縮アセチレンガス・液化石油ガス貯蔵又は取扱い届	17
毒物、劇物貯蔵又は取扱い（廃止）届	0
防火対象物使用開始届	35
かまど・炉・ボイラー・乾燥設備・火花を生ずる設備設置届	21
変電・発電・蓄電池設備設置届	15
ネオン管灯設備設置届	0
水素ガスを充填する気球の設置届	0
煙火打上げ・仕掛け届	0
催物開催届	1
水道断・減水届	8
道路工事届	230
少量危険物・指定可燃物貯蔵又は取扱い（廃止）届	36
り災証明願	5
防災物品使用届	10
合 計	1286